

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 看護学部 看護学科

1. 「設置の趣旨等を記載した書類（資料）」の資料19「看護師養成の履修モデル」及び資料20「保健師養成の履修モデル」が示されているが、保健師養成は20名程度を上限とした上で履修学生を決定するものと見受けられる。しかしながら、保健師養成の履修をいつ、どのような方法で決定するのかについて具体的な説明が見受けられないため、保健師養成の履修モデルを選択する学生の決定の時期及び方法を明確に示すこと。（改善事項）・・・1

2. アドミッション・ポリシーと入学者選抜の関連性について、以下の点が明確になるよう具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（1）本学科の入学者選抜について、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「9（1）アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法」において、「科目試験ではコミュニケーション手段としての言語力、生命現象を理解する上で基礎となる理科の知識についての学力を総合的に評価する」と説明している。しかしながら、「一般選抜（A日程）」や「大学入学共通テスト利用（A日程・B日程）」においては、「理科」を選択しない場合も想定されることから、「生命現象を理解する上で基礎となる理科の知識についての学力」を有していると適切に評価・判定することができる入学者選抜となっているのか疑義がある。このため、「一般選抜（A日程）」や「大学入学共通テスト利用（A日程・B日程）」がAP4「（確かな学力）専門教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人」を適切に反映した入学者選抜となっていることについて、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（2）アドミッション・ポリシーと入学者選抜の関連性について、「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」のp.34において表を用いて説明しているが、AP7「（自己管理能力）自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人」に対応した選抜方法が見受けられないことから、アドミッション・ポリシーに整合した入学者選抜になっているとは判断することができない。このため、AP7をどの選抜方法によって評価・判定を行うのかについて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

（是正事項）・・・3

3. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「7（8）③助手等の採用基準、実習指導における役割、実習指導担当教員との連携体制」における助手及び非常勤助手の採用基準について、実習科目に係る実務経験を有していることは（1）及び（2）の基準、また、指導経験を有していることは（3）の基準により担保するものと見受けられる一方、「（3）学生の臨地実習指導経験があること」の判断に関する具体的な説明が見受けられないことから、実習科目の指導に係る助手及び非常勤助手として適切な者を採用できる基準であるのか判然としない。また、「看護学（保健学、健康科学等関連分野を含む）の学士以上の学位を有することが望ましい」と説明しているが、学士以上の学位を有していない場合に、大学設置基準第17条に規定される「助手」の資格を有する者に該当するのか判然としないことから、助

手及び非常勤助手の採用基準が妥当なものであるとは判断することができない。このため、特に「学生の臨地実習指導経験があること」の判断基準について具体的に説明することにより、助手及び非常勤助手の採用基準の妥当性について明確に説明した上で、本採用基準により採用する助手及び非常勤助手が大学設置基準第17条に規定される「助手」の資格を有することについて明確に説明すること。
(是正事項)・・・6

4. 実習科目における教員の配置計画について、学生5～6名以上で実習を行う場合には、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「7(8)②担当基幹教員の配置と指導計画」において「原則として大学教員または助手が施設内に常時待機できるようにする」と説明しているが、授業科目「地域共創ケアⅠ」及び「地域共創ケアⅡ」については、シラバスにおいて2人一組で実習を行うことを説明していることから、上記の「5～6名以上で実習を行う場合」に該当せず、「大学教員または助手が施設内に常時待機」している体制ではないように見受けられる。一方で、本授業科目の実習体制に係る教員の配置計画に関する説明は見受けられないことから、本授業科目の担当教員による巡回指導の実施等、実施状況を適切に把握できる体制となっているとは判断することができない。このため、授業科目「地域共創ケアⅠ」及び「地域共創ケアⅡ」における教員の配置計画について明確に説明することにより、実習科目における指導体制が適切に整備されていることについて、具体的に説明すること。
(是正事項)・・・8

5. 教員資格審査において、「不可」や「保留」、「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について、当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には、主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ、当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で、当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。
(是正事項)・・・10

(改善事項) 看護学部 看護学科

1. 「設置の趣旨等を記載した書類 (資料)」の資料 19「看護師養成の履修モデル」及び資料 20「保健師養成の履修モデル」が示されているが、保健師養成は 20 名程度を上限とした上で履修学生を決定するものと見受けられる。しかしながら、保健師養成の履修をいつ、どのような方法で決定するのかについて具体的な説明が見受けられないため、保健師養成の履修モデルを選択する学生の決定の時期及び方法を明確に示すこと。

(対応)

保健師養成の履修モデルを選択する学生の決定の時期及び方法を明確に示すため、設置の趣旨を記載した書類 (19 ページ)「5 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件」に「(2) 保健師養成の履修者の決定」の項目を加筆した。保健師養成の履修を選択する学生の決定の時期が 3 年進級時であること, 選抜方法として適正や意欲, 能力を, 課題レポートの提出, 教員による面接, 既修科目の成績により審査し, 20 名程度を上限として履修者を決定することを追記した。さらに, 入学時に全学生に対し, 保健師国家試験受験資格取得に必要な事柄について説明を行うことを追記した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (20 ページ)

新	旧
<p>5 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件</p> <p>(1) 授業方法, 学生数, 配当年次の設定 同左</p> <p>(2) 保健師養成の履修者の決定</p> <p><u>保健師国家試験受験資格は, 看護学部の卒業要件に加え, 指定科目の単位取得により受験資格を得ることができる。</u></p> <p><u>3 年次進級時に, 資格取得を希望する学生に対し, 適正や意欲, 能力を, 課題レポートの提出, 教員による面接, 既修科目の成績により審査し, 20 名程度を上限として履修者を決定する。</u></p> <p><u>このため, 入学時に全学生に対し, 保健師国家試験受験資格に必要な履修科目, 履修者の選抜方法について説明を行う。併せて, 保健師資格を取得した者のうち「養護教諭二種免許状」の取得を希望する者は, 教職免許法施行規則の定める特定の科目 (日本国憲法, 体育・スポーツ科目, 国際コミュニケーション科目, 情報機器演習より各 2 単位) を修得する必要があること, 保健師免許を取得した者は, 都道府県労働局に必要な書類を提出する</u></p>	<p>5 教育方法, 履修指導方法及び卒業要件</p> <p>(1) 授業方法, 学生数, 配当年次の設定</p> <p>授業の内容に応じた授業の方法は, 授業の到達目標が知識の修得なのか, 知識を踏まえた思考力の育成なのか, 知識・思考を踏まえた判断力及び行動力の育成なのかを踏まえて, 講義, 演習のそれぞれの方法を選定し設定する。</p> <p>授業方法に適した学生数については, 各授業の到達目標に照らして, 教員と学生との相互作用性をどの程度重視するかに基づき, 80 人規模の学生数による授業, 5～6 人規模の小グループによる方法などを選定して設定する。</p> <p>配当年次は, 教養としての幅広い視野と思考力・表現力を養うための教養教育科目を 1 年次から 2 年次に配当するとともに, 根拠に根差した専門的な判断及び行動ができるために必要な基礎知識修得のための専門基礎科目を 1 年次から 2 年次に配当する。看護学の基礎から応用・発展へと実践的な知識・技術・態度を体系的に修得するための専門科目</p>

<p><u>ことにより「第一種衛生管理者資格」を取得できることを説明する。また、公衆衛生看護学実習等において遠方の実習施設までの交通費や宿泊費用の自己負担が生じることについても説明を行う。</u></p> <p><u>(3) 卒業要件</u></p> <p><u>(4) 履修モデル</u></p> <p><u>(5) 卒業論文作成に関する研究活動の単位数の妥当性</u></p> <p><u>(6) CAP 制設定への考え方</u></p> <p><u>(7) 他大学における履修，多様なメディアを利用した授業</u></p> <p><u>(8) 指導補助者による授業の一部分担における教育効果の保証</u></p>	<p>は1年次から4年次にわたり系統的に配当する。これらにより，原理や基礎的な知識の修得，課題に対する思考力，状況を踏まえた判断力と行動力を，漸進的に涵養できるように，授業科目の順序性を考慮して配当する。</p> <p><u>(2) 卒業要件</u></p> <p><u>(3) 履修モデル</u></p> <p><u>(4) 卒業論文作成に関する研究活動の単位数の妥当性</u></p> <p><u>(5) CAP 制設定への考え方</u></p> <p><u>(6) 他大学における履修，多様なメディアを利用した授業</u></p> <p><u>(7) 指導補助者による授業の一部分担における教育効果の保証</u></p>
---	---

2. アドミッション・ポリシーと入学者選抜の関連性について、以下の点が明確になるよう具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) 本学科の入学者選抜について、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「9(1)アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法」において、「科目試験ではコミュニケーション手段としての言語力、生命現象を理解する上で基礎となる理科の知識についての学力を総合的に評価する」と説明している。しかしながら、「一般選抜(A日程)」や「大学入学共通テスト利用(A日程・B日程)」においては、「理科」を選択しない場合も想定されることから、「生命現象を理解する上で基礎となる理科の知識についての学力」を有していると適切に評価・判定することができる入学者選抜となっているのか疑義がある。このため、「一般選抜(A日程)」や「大学入学共通テスト利用(A日程・B日程)」がAP4「(確かな学力)専門教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人」を適切に反映した入学者選抜となっていることについて、具体的に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(2) アドミッション・ポリシーと入学者選抜の関連性について、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」のp.34において表を用いて説明しているが、AP7「(自己管理能力)自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人」に対応した選抜方法が見受けられないことから、アドミッション・ポリシーに整合した入学者選抜になっているとは判断することができない。このため、AP7をどの選抜方法によって評価・判定を行うのかについて明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

(1) 9 入学者選抜の概要 (1) アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法

本学部において、AP4「(確かな学力)専門教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人」に示す「基礎学力」とは、高等学校までに身につけた、コミュニケーション手段としての言語力、生命現象を理解する上で基礎となる理科又は数科の知識についての学力、これらを活用する文章等の読解力、論理的思考力とその表現力等を示す。生命現象には、代謝や恒常性、成長、生殖、運動、知覚などが含まれ、これらを理解するには理科の学力が必要である。また、遺伝の理解には確率の理解が必要であるように数学の学力が基礎となり、近年では生命現象の解明に数理モデルが活用されている。以上より、生命現象を理解する上で基礎となる科目については、理科又は数学の学力が基礎となるという趣旨から、入学選抜試験科目を設定していたが、説明文では「理科の知識についての学力」となっており、齟齬が生じていたため、「生命現象を理解する上で基礎となる理科又は数学の知識」に、修正した。加えて、アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法について説明が不足していたため加筆し、P33(1)アドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜方法についての説明文を、下線のように修正した。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類(33ページ)

新	旧
このアドミッション・ポリシーに見合う受験生を多角的に選抜できるように、以下の表7に示すように、複数の入試を実施する。 植草学園大学附属高等学校特別選抜及び学校推薦型選抜(指定	このアドミッション・ポリシーに見合う受験生を多角的に選抜できるように、以下

校制・公募制)では、高等学校で着実に学び基礎学力を身につけている生徒のうち、看護を学ぶ志と意欲があり、本学部への入学を強く希望する者として高等学校が推薦した生徒を選抜する。いずれの選抜においても、高等学校毎に出願要件となる評定基準(公募制は評定平均 3.3 以上)を示すことで、基礎学力を担保する。加えて、植草学園大学附属高等学校特別選抜及び学校推薦型選抜(指定校制)では、課題資料の作成(事前提示の複数課題から1課題選択による資料作成)、学校推薦型選抜(公募制)では、基礎学力試験(図表の読解を含む複数問の小論文)により、文章等の読解力、論理的思考力とその表現力等を評価する。

総合型選抜では、基礎学力を有し看護を学ぶ志と意欲があり、本学部への入学を強く希望する生徒を選抜する。出願書類(志願理由書及び調査書)により、高等学校での学習状況や基礎学力を評価すると共に、基礎学力試験(図表の読解を含む複数問の小論文)により、文章等の読解力、論理的思考力とその表現力、社会への関心等を評価する。

一般選抜(A日程)、大学入学共通テスト利用では、基礎学力が高く看護を学ぶ志と意欲があり本学部への入学を希望する学生を選抜する。出願書類(調査書)により、高等学校での学習状況や基礎学力を評価する。加えて、大学入学共通テスト利用では英語必須、国語・数学・理科から2科目選択、一般選抜(A日程)では科目試験(国語・英語から1科目選択、数学・理科から1科目選択)、一般選抜(B日程)では総合学力試験(文章や図表の読解を踏まえ自分の考えをまとめる論述問題)を実施する。これらにより、コミュニケーション手段としての言語力、生命現象を理解する上で基礎となる理科又は数学の知識についての学力を総合的に評価する。

また、看護学を学ぶ志と意欲がある多様な学生を受け入れるために、社会人特別選抜、帰国生徒特別選抜、外国人留学生特別選抜を行う。出願書類(志願理由書及び調査書)により、高等学校での学習状況や基礎学力を評価すると共に、社会人特別選抜、帰国生徒特別選抜では、基礎学力試験(図表の読解を含む複数問の小論文)により、文章等の読解力、論理的思考力とその表現力、社会への関心等を評価する。外国人留学生特別選抜では、学修を進めるうえで必要となる日本語能力について、日本語能力試験により評価する。これらにより、志願者の資質、医療専門職をめざす明確な意思、職業への適格性等を評価する。

の表7に示すように、複数の入試を実施する。植草学園大学附属高等学校特別選抜及び学校推薦型選抜(指定校制)では課題資料の作成(事前提示の複数課題から1課題選択による資料作成)、総合型選抜、学校推薦型選抜(公募制)、社会人特別選抜、帰国生徒特別選抜では基礎学力試験(図表の読解を含む複数問の小論文)、一般選抜(A日程)、大学入学共通テスト利用では科目試験、一般選抜(B日程)では総合学力試験(文章や図表の読解を踏まえ自分の考えをまとめる論述問題)を実施する。これらにより、文章等の読解力、論理的思考力とその表現力、社会への関心、さらに科目試験ではコミュニケーション手段としての言語力、生命現象を理解する上で基礎となる理科の知識についての学力を総合的に評価する。また個別面接を実施することにより、志願者の資質、医療専門職をめざす明確な意思、職業への適格性等を評価する。

(対応)

(2) アドミッション・ポリシーと入学者選抜の関連性

AP7「(自己管理能力)自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人」に対応した選抜方法が見受けられない、とのご指摘通り、AP7の選抜方法の説明が不足していた。これに対し、「出願書類(調査書等)」及び「面接」について、選抜方法に対応するアドミッション・ポリシー番号を、AP1～7に修正した。

AP7「(自己管理能力)自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人」と入学者選抜の関連性については、「出願書類(調査書等)」に記載された学生生活の様子や出欠席及び遅刻・早退の状況及び「面接」における自身の生活や健康の管理についての回答などから総合的に判断する。

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類(35ページ)

表8 アドミッション・ポリシーと入試区分との関連

新					旧				
表8 アドミッション・ポリシーと入試区分との関連									
選抜方法	出願書類 (調査書等)	学力 検査	面接	小論文	選抜方法	出願書類 (調査書等)	学力 検査	面接	小論文
選抜方法に対応するアドミッション・ポリシー番号	AP1～7	AP4・5	AP1～7	AP4・5	選抜方法に対応するアドミッション・ポリシー番号	AP1～6	AP4・5	AP1～6	AP4・5
植草学園大学 附属高等学校 特別選抜	○	—	○	—	植草学園大学 附属高等学校 特別選抜	○	—	○	—
総合型選抜	○	—	○	○	総合型選抜	○	—	○	○
学校推薦型選 抜(指定校制)	○	—	○	—	学校推薦型選 抜(指定校制)	○	—	○	—
学校推薦型選 抜(公募制)	○	—	○	○	学校推薦型選 抜(公募制)	○	—	○	○
一般選抜	○	○	○	—	一般選抜	○	○	○	—
大学入学共通 テスト利用	○	○	—	—	大学入学共通 テスト利用	○	○	—	—
社会人特別選 抜	○	—	○	○	社会人特別選 抜	○	—	○	○
帰国生徒特別 選抜	○	—	○	○	帰国生徒特別 選抜	○	—	○	○
外国人留学生 特別選抜	○	○	○	—	外国人留学生 特別選抜	○	○	○	—

3. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」の「7（8）③助手等の採用基準，実習指導における役割，実習指導担当教員との連携体制」における助手及び非常勤助手の採用基準について，実習科目に係る実務経験を有していることは（1）及び（2）の基準，また，指導経験を有していることは（3）の基準により担保するものと見受けられる一方，「（3）学生の臨地実習指導経験があること」の判断に関する具体的な説明が見受けられないことから，実習科目の指導に係る助手及び非常勤助手として適切な者を採用できる基準であるのか判然としない。また，「看護学（保健学，健康科学等関連分野を含む）の学士以上の学位を有することが望ましい」と説明しているが，学士以上の学位を有していない場合に，大学設置基準第 17 条に規定される「助手」の資格を有する者に該当するのかが判然としないことから，助手及び非常勤助手の採用基準が妥当なものであるとは判断することができない。このため，特に「学生の臨地実習指導経験があること」の判断基準について具体的に説明することにより，助手及び非常勤助手の採用基準の妥当性について明確に説明した上で，本採用基準により採用する助手及び非常勤助手が大学設置基準第 17 条に規定される「助手」の資格を有することについて明確に説明すること。

(対応)

大学設置基準第 17 条に規定される「助手」の資格を有するために，採用基準（2）として学士以上の学位を有することを明確にした。

また，専攻分野について，知識及び経験を有すると認められる者であるために，（3）実習指導を担当する当該分野の看護実践経験が 3 年以上あること，（4）教員として臨地実習を指導した経験，または（3）の看護実践経験において，学生の実習指導経験があること，とした。助手の臨地実習指導経験は，所属施設・部署の臨床指導（責任）者である必要はなく，看護職者として看護臨地実習の概ね 3 クール以上において，学生に対して対象者の状態・看護実践の説明や助言，共に看護技術の実施を行った経験を含むこととし，履歴書への実習指導経験の記載により判断する。

学生に対する指導内容および指導方法は，採用後に基幹教員により十分な研修を行う。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (30 ページ)

新	旧
7（8）③助手等の採用基準，実習指導における役割，実習指導担当教員との連携体制 助手および非常勤助手の採用基準は，（1）看護師資格，保健師養成課程科目においては保健師資格を有すること， <u>（2）看護学（保健学，健康科学等関連分野を含む）の学士以上の学位を有すること</u> ，（3） <u>実習指導を担当する当該分野の看護実践経験が 3 年以上あること</u> ，（4） <u>教員として臨地実習を指導した経験</u> ，または（3） <u>の看護実践経験において，学生の実習指導経験があること</u> ，とする。 <u>看護実践経験における実習指導経験は，看護臨地実習の概ね 3 クール以上において</u> ，	7（8）③助手等の採用基準，実習指導における役割，実習指導担当教員との連携体制 助手および非常勤助手の採用基準は，（1）看護師資格，保健師養成課程科目においては保健師資格を有すること， <u>（2）実習指導を担当する当該分野の看護実践経験が 3 年以上あること</u> ，（3） <u>学生の臨地実習指導経験があること</u> ， <u>看護学（保健学，健康科学等関連分野を含む）の学士以上の学位を有することが望ましい</u> ，とする。

学生に対して対象者の状態・看護実践の説明や助言,共に看護技術の実施を行った経験とし,履歴書への記載を求める。

助手は,実習施設が教員数以上の複数にわたる等の理由により,教員による施設での指導が困難な場合等に配置する。実習指導における役割は,学生の学習支援および実習施設との調整とする。実習指導担当教員とは実習前に学生の指導内容,施設との調整内容等を確認する。実習中は毎日実習終了後に連絡をとり,学生の学修内容の報告,施設との調整を必要とする内容の確認等を行い,翌日の予定・課題を共有する。

助手は,実習施設が教員数以上の複数にわたる等の理由により,教員による施設での指導が困難な場合等に配置する。実習指導における役割は,学生の学習支援および実習施設との調整とする。実習指導担当教員とは実習前に学生の指導内容,施設との調整内容等を確認する。実習中は毎日実習終了後に連絡をとり,学生の学修内容の報告,施設との調整を必要とする内容の確認等を行い,翌日の予定・課題を共有する。

4. 実習科目における教員の配置計画について、学生5～6名以上で実習を行う場合には、「設置の趣旨等を記載した書類(本文)」の「7(8)②担当基幹教員の配置と指導計画」において「原則として大学教員または助手が施設内に常時待機できるようにする」と説明しているが、授業科目「地域共創ケアⅠ」及び「地域共創ケアⅡ」については、シラバスにおいて2人一組で実習を行うことを説明していることから、上記の「5～6名以上で実習を行う場合」に該当せず、「大学教員または助手が施設内に常時待機」している体制ではないように見受けられる。一方で、本授業科目の実習体制に係る教員の配置計画に関する説明は見受けられないことから、本授業科目の担当教員による巡回指導の実施等、実施状況を適切に把握できる体制となっているとは判断することができない。このため、授業科目「地域共創ケアⅠ」及び「地域共創ケアⅡ」における教員の配置計画について明確に説明することにより、実習科目における指導体制が適切に整備されていることについて、具体的に説明すること。

(対応)

「地域共創ケアⅠ」および「地域共創ケアⅡ」は、2人一組の学生が同日に数多くの実習施設で実習を実施するため、教員は原則として大学に待機し、必要が生じた場合連絡を受け、速やかに担当施設に赴けるようにすることを明記した。また、各教員の担当施設を一覧化して明確にした。

教員が実習施設に常駐しないことに対して以下の対応をすることを明記した。

学生は、事前の学内実習において、実習施設での考慮すべき態度や行動を学修する。「地域共創ケアⅠ」では施設指導者監督下での交流と活動参加、「地域共創ケアⅡ」では見学と施設職員からの聴取を行い、学生による看護実践は行わない。学生には指導者に相談・報告が必要な内容を周知し、担当の大学教員には、各日の施設実習終了時に実習が終了したことを連絡することとする。

実習施設の指導者には、＜資料 31-2 地域共創ケアⅠ・Ⅱ 指導計画＞を用いて、実習前に実習の目的・目標と依頼する指導内容を十分に説明する。また、実習中の学生の体調不良や事故ほか、教員に連絡が必要な内容と連絡先・連絡方法を周知する。実習施設から連絡を受け、実習施設への教員の臨場が必要と判断された場合は、担当教員が指導計画に沿って施設に訪問する。同時に複数の事案が生じた際には、指導計画に沿って担当教員が相互にカバーし合うことで対応する。

(新旧対照表) 設置の趣旨を記載した書類 (30 ページ)

新	旧
②担当基幹教員の配置と指導計画 実習中の教員及び助手の配置は、学生5～6名以上のグループにあっては、原則として大学教員または助手が施設内に常時待機できるようにする。学生が少人数ずつ多くの施設に配置される実習(訪問看護ステーション、保育所他)は、教員の施設訪問(巡回)日時ならびに不在時の連絡先を学生、施設ともに対して明示しておく。＜資料 31＞	②担当基幹教員の配置と指導計画 実習中の教員及び助手の配置は、学生5～6名以上のグループにあっては、原則として大学教員または助手が施設内に常時待機できるようにする。学生が少人数ずつ多くの施設に配置される実習(訪問看護ステーション、保育所他)は、教員の施設訪問(巡回)日時ならびに不在時の連絡先を学生、施設ともに対して明示しておく。＜資料 31＞

「地域共創ケアⅠ」および「地域共創ケアⅡ」は、2人一組の学生が同日に数多くの実習施設で実習を実施するため、教員は原則として大学に待機し、必要が生じた場合、速やかに担当施設に赴けるようにする。学生は、事前の学内実習において、実習施設での考慮すべき態度や行動を学修する。「地域共創ケアⅠ」では施設指導者監督下での交流と活動参加、「地域共創ケアⅡ」では見学と施設職員からの聴取を行い、学生による看護実践は行わない。学生には指導者に相談・報告が必要な内容を周知し、担当の大学教員には、各日の施設実習終了時に実習が終了したことを連絡することとする。実習施設の指導者には、＜資料 31-2 地域共創ケアⅠ・Ⅱ指導計画＞を用いて、実習前に実習の目的・目標と依頼する指導内容を十分に説明する。また、実習中の学生の体調不良や事故ほか、教員に連絡が必要な内容と連絡先・連絡方法を周知する。実習施設から連絡を受け、実習施設への教員の臨場が必要と判断された場合は、担当教員が指導計画に沿って施設に訪問する。同時に複数の事案が生じた際には、指導計画に沿って担当教員が相互にカバーし合うことで対応する。

(是正事項) 看護学部 看護学科

5. 教員資格審査において、「不可」や「保留」, 「適格な職位・区分であれば可」となった授業科目について, 当該授業科目を担当する教員を基幹教員以外の教員で補充する場合には, 主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとなっていることを踏まえ, 当該授業科目の教育課程における位置付け等を明確にした上で, 当該教員を後任として補充することの妥当性について説明すること。

(対応)

「適格な職位・区分であれば可」の判定を受けた2名について

① 永田亜希子

教授から准教授に変更してすべての担当科目について再判定する。

② 舘祥平

准教授から講師に変更してすべての担当科目について再判定する。

各領域において基幹教員の人数に変更はなく, 教員組織の変更による授業運営, 教育効果等に支障はない。

「担当科目不可に関する科目の対応について」

科目「慢性期看護学概論」から松戸麻華を削除し浅野美知恵(教授), 小西美ゆき(准教授), 松尾尚美(講師)の3名で担当する。浅野美知恵(教授), 小西美ゆき(准教授)については同科目について科目内容変更により再判定を受ける。授業運営, 教育効果等に支障がないことを確認している。この為, 新たに教員の補充はしない。

(新旧対照表) 基本計画書

新					旧				
学部等の名称		基幹教員			学部等の名称		基幹教員		
		教授	准教授	講師			教授	准教授	講師
新 設 分	看護学部 看護学科	<u>8</u> 人 (8)	7人 (6)	<u>6</u> 人 (5)	新 設 分	看護学部 看護学科	<u>9</u> 人 (9)	7人 (5)	<u>5</u> 人 (5)
	a	<u>8</u> (8)	7 (6)	<u>6</u> (5)		a	<u>9</u> (9)	7 (5)	<u>5</u> (5)
	b	0 (0)	0 (0)	0 (0)		b	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計(a~b)	<u>8</u> (8)	7 (6)	<u>6</u> (5)		小計(a~b)	<u>9</u> (9)	7 (5)	<u>5</u> (5)
	c	0 (0)	0 (0)	0 (0)		c	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	d	0 (0)	0 (0)	0 (0)		d	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計(a~d)	<u>8</u> (8)	7 (6)	<u>6</u> (5)		計(a~d)	<u>9</u> (9)	7 (5)	<u>5</u> (5)
	計	<u>8</u> 人 (8)	7人 (6)	<u>6</u> 人 (5)		計	<u>9</u> 人 (9)	7人 (5)	<u>5</u> 人 (5)
既設分	(省略)	(省略)	(省略)	既設分	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	
合計		<u>27</u> (29)	12 (12)	<u>16</u> (14)	合計		<u>28</u> (30)	12 (11)	<u>15</u> (14)

(新旧対照表) 教育課程等の概要

新				旧			
授業科目の名称	基幹教員等の配置			授業科目の名称	基幹教員等の配置		
	教授	准教授	講師		教授	准教授	講師
人体の構造と機能 演習		<u>1</u>	1	人体の構造と機能 演習	<u>1</u>		1
専門基礎科目 小計(22科目)	<u>5</u>	<u>4</u>	3	専門基礎科目 小計(22科目)	<u>6</u>	<u>3</u>	3
看護学原論Ⅰ		<u>1</u>	1	看護学原論Ⅰ	<u>1</u>		1
看護学原論Ⅱ		<u>1</u>	1	看護学原論Ⅱ	<u>1</u>		1
看護基本技術Ⅰ		<u>1</u>	1	看護基本技術Ⅰ	<u>1</u>		1
看護基本技術Ⅱ		<u>1</u>	1	看護基本技術Ⅱ	<u>1</u>		1
看護基本技術Ⅲ		<u>1</u>	1	看護基本技術Ⅲ	<u>1</u>		1
看護基本技術Ⅳ		<u>1</u>	1	看護基本技術Ⅳ	<u>1</u>		1
看護基本技術Ⅴ		<u>1</u>	1	看護基本技術Ⅴ	<u>1</u>		1
地域包括ケア論	2	<u>3</u>	<u>2</u>	地域包括ケア論	2	<u>4</u>	<u>1</u>
慢性期看護学概論	1	1	<u>1</u>	慢性期看護学概論	1	1	<u>2</u>
精神保健看護学概論	1		<u>1</u>	精神保健看護学概論	1	<u>1</u>	
精神保健看護方法Ⅰ	1		<u>1</u>	精神保健看護方法Ⅰ	1	<u>1</u>	
精神保健看護方法Ⅱ	1		<u>1</u>	精神保健看護方法Ⅱ	1	<u>1</u>	
看護学セミナー	<u>8</u>	7	<u>3</u>	看護学セミナー	<u>9</u>	7	<u>2</u>
看護学研究Ⅱ	<u>8</u>	7	<u>6</u>	看護学研究Ⅱ	<u>9</u>	7	<u>5</u>
看護学研究Ⅲ(卒業研究)	<u>8</u>	7	<u>6</u>	看護学研究Ⅲ(卒業研究)	<u>9</u>	7	<u>5</u>
基礎看護学実習Ⅰ		<u>2</u>	2	基礎看護学実習Ⅰ	<u>1</u>	<u>1</u>	2
基礎看護学実習Ⅱ		<u>2</u>	2	基礎看護学実習Ⅱ	<u>1</u>	<u>1</u>	2
精神保健看護学実習	1		<u>1</u>	精神保健看護学実習	1	<u>1</u>	
統合看護実習	<u>6</u>	5	<u>5</u>	統合看護実習	<u>7</u>	5	<u>4</u>
専門科目 小計(65科目)	<u>8</u>	7	<u>6</u>	専門科目 小計(65科目)	<u>9</u>	7	<u>5</u>
専門教育科目 小計(87科目)	<u>8</u>	7	<u>6</u>	専門教育科目 小計(87科目)	<u>9</u>	7	<u>5</u>
合計 (129科目)	<u>8</u>	7	<u>6</u>	合計 (129科目)	<u>9</u>	7	<u>5</u>

(新旧対照表) 教員の氏名等

新					旧				
調書 番号	職位	氏名	担当授業 科目の 名称	担当 単位数	調書 番号	職位	氏名	担当授業 科目の 名称	担当 単位数
①	教授	浅野 美知恵	慢性期看護 学概論 ※	0.4	3	教授	浅野 美知恵	慢性期看護 学概論 ※	0.3
②	准教授	小西 美ゆき	慢性期看護 学概論 ※	0.4	11	准教授	小西 美ゆき	慢性期看護 学概論 ※	0.3
③	准教授	永田 亜希子	(省略)	(省略)	9	教授	永田 亜希子	(省略)	(省略)
④	講師	舘 祥平	(省略)	(省略)	15	准教授	舘 祥平	(省略)	(省略)
21	講師	松戸 麻華	(削除)	(削除)	21	講師	松戸 麻華	慢性期看護 学概論 ※	0.2

(新旧対照表) 授業科目の概要

新	旧
<p>・慢性期看護学概論</p> <p>(① 浅野美知恵/3回)</p> <p>慢性疾患患者のセルフケアと継続看護, <u>脳梗塞患者及びがんの化学療法・放射線療法を受ける患者の看護について講義を行う。</u></p> <p>(② 小西美ゆき/3回)</p> <p>神経難病患者及び肝疾患患者, <u>腎疾患患者の看護について講義を行う。</u></p> <p>(17 松尾尚美/2回)</p> <p>糖尿病患者及び呼吸器疾患患者の看護について講義を行う。</p> <p>(削除)</p>	<p>・慢性期看護学概論</p> <p>(3 浅野美知恵/2回)</p> <p>慢性疾患患者のセルフケアと継続看護, <u>がんの化学療法・放射線療法を受ける患者の看護について講義を行う。</u></p> <p>(11 小西美ゆき/2回)</p> <p>神経難病患者及び肝疾患患者の看護について講義を行う。</p> <p>(17 松尾尚美/2回)</p> <p>糖尿病患者及び呼吸器疾患患者の看護について講義を行う。</p> <p>(21 松戸麻華/2回)</p> <p><u>脳梗塞患者及び腎疾患患者の看護について講義を行う。</u></p>

<p>・その他の下記教員が担当するオムニバス・共同科目</p> <p>① 浅野美知恵</p> <p>② 小西美ゆき</p> <p>③ 永田亜希子</p> <p>④ 舘祥平</p>	<p>・その他の下記教員が担当するオムニバス・共同科目</p> <p>3 浅野美知恵</p> <p>11 小西美ゆき</p> <p>9 永田亜希子</p> <p>15 舘祥平</p>
---	---

(新旧対照表) シラバス

新	旧
<p>・慢性期看護学概論</p> <p>授業計画表</p> <p>第2回 担当教員 <u>浅野美知恵</u></p> <p>第7回 担当教員 <u>小西美ゆき</u></p>	<p>・慢性期看護学概論</p> <p>授業計画表</p> <p>第2回 担当教員 <u>松戸麻華</u></p> <p>第7回 担当教員 <u>松戸麻華</u></p>